



平成30年度 公定規格改正について説明会及び研修会を開催

「平成30年度 公定規格改正について 説明会及び研修会」を3月15日、東京都千代田区の法曹会館において開催致しました。当協議会会員等46人の方々にご参加いただきました。

来賓として、農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐の野島夕紀様、農産安全管理課課長補佐の瀧山幸千夫様、農産安全管理課登録基準係官の中原章裕様、生産局技術普及課生産資材対策室長の今野聡様、技術普及課生産資材対策室課長補佐の菊池ひろみ様、技術普及課生産資材対策室係長の前田寛明様、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の方々にご出席頂き、公定規格の改正等についてご説明いただきました。

説明会終了後には研修会として、生産資材対策室長の今野聡様に「農業競争力強化支援法に基づく施策の推進について」を演題にご講演いただきました。



村上恭豊会長あいさつ



本日は、農林水産省 消費安全局様からは3名、生産局様からも3名、FAMIC様が2名と本省の方がたくさんお見えになるのは当協議会としても本当に光栄でございます。

年度末ということもありますが、せっかくの機会ですので当協会について少しお話しします。実は私の父である村上博太郎が初代会長に就任しましたが、35年前になります。農林水産省の「家庭園芸用複合肥料」の規制が厳しくなり、当時進めていた輸入肥料を扱うには公定規格の改定が必要となり、大阪肥飼料検査所の方にご協力いただき、「家庭園芸肥料協議会」を設立した次第です。

その後はと言いますと、私自身の記憶にあるのはBSE問題、それと東日本大震災の原発事故による放射性セシウム問題があり、そして現在はクロピラリドの問題も出てきました。このように何か問題が起こった時に、会員の皆様で集まり情報の共有や解決するための糸口を見つけてきました。

3月は公定規格改正の時期でありますので、そのことを中心に今まで進めてきましたが、ご存知の通り今農業が大きく変わろうとしていることもあり、昨年7月に会長に就任した時に私自身も勉強したいと思い、「農業競争力強化プログラム」について掘り下げようというところでした。

本日はタイミングよく、農業競争力強化プログラムの内容や肥料取締制度について、公定規格のお話も少しあると伺いましたが、農林水産省の方が説明会と研修会でお話しいただく予定となっております。必ず身になるものだと思いますので、会員の皆様で勉強してシェアできれば、とてもいい会になるのではないかと考えます。宜しくお願いいたします。（次頁に続く）



2019日本フラワー&ガーデンショウに出展

協議会の活動の一環として、今年も2019日本フラワー&ガーデンショウに出展いたしました。29回目となる同ショウは公益社団法人日本家庭園芸普及協会が主催されているもので、4月19～21日に横浜市のパシフィコ横浜で1万㎡の会場規模で開催され、6万253人が来場してにぎわいました。協議会では会場内にブースを出展し、肥料・用土の知識や協議会の活動、FAMIC様の紹介、サンプル展示等を行いました。

肥料制度をめぐる事情と課題

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 課長補佐 瀧山幸千夫

肥料の見直しをするに当たって、背景が色々あります。その背景について簡単にご紹介させていただいて、その上でどういう見直しが必要なのかということについて、ご紹介できればと考えています。

農業競争力強化プログラムの中で、肥料を含めた資材について、生産資材価格の引き下げなどによる更なる農業の競争力強化が求められました。それに対して、肥料については、法律の見直し等を含めた制度改正を進めるべきという風にされていたところです。

そこで、肥料を核としつつ、今の日本の農業や農地の状況がどうなっているのかについて、広い視点に立って調べたところ、堆肥の投入が以前に比べて減少している結果として、日本の農地土壌の地力が低下し、それによる収量の低下や病気の発生など様々な問題につながるなどがわかってきたところです。

今回の見直しでは、土づくりを進めるとともに、副産物由来の安価な原料の活用を進めるという観点での肥料制度の見直しを検討しております。

肥料をとりまく状況の変化

(1) 地力が低下した土壌や栄養バランスが悪化した土壌の増加

- ・水田では、堆肥投入量の減少や田畑輪換の継続による栄養収支の悪化等により、地力が低下し、収量の低下等が懸念される状況
- ・また、畑や果樹園等では、窒素・りん酸・加里中心の画一的な施肥等により、りん酸過剰による病気の誘発や、加里過剰による塩基バランスの乱れがもたらす欠乏症のほか、ほう素等の微量要素の欠乏などが発生

(2) 産業副産物を活用した肥料の重要性の高まり

- ・世界的に肥料の需要が伸びており、将来に渡る肥料の安定供給のためには、海外依存の高い肥料原料について、国内で調達可能な産業副産物をより一層有効利用することが重要
- ・家畜排せつ物や下水汚泥等の産業副産物は、安価であり有機物や肥料成分が含まれるため、肥料原料として有用
- ・一方で、下水汚泥や食品廃棄物等は、再生利用されず処分されているものも多い状況

(3) 家畜ふん堆肥の有用性と肥料としての利用の拡大

- ・家畜ふん堆肥は、安価で肥料成分を多く含み、土づくり機能も期待
- ・一方で、地域によって家畜排せつ物の排出量に偏りがあり、堆肥を利用したくても利用できない農家が存在
- ・できるだけ多くの農家が堆肥を利用できるようにするためには、成分や水分量の調整など肥料や肥料原料としての流通や利用がしやすくなるよう環境整備が重要

これらが今回の肥料制度の見直しの背景となります。これらに加えて、強化プログラムにもあった通り、コスト低減という話もあります。コスト低減については、肥料を使う側にとって使い勝手が悪い肥料を作っても意味がないですし、産業としての競争力を持って、ビジネスとして継続的に進むような仕組みを作っていくといけなくと考えております。



現在、このような背景を踏まえて、課題の整理や見直しの方向の検討を進めております。

肥料取締制度の課題と見直しの方向（案）

【課題1】副産物肥料の安全確保

- ・各種産業由来の副産物原料によっては、カドミウムなど人や植物に有害な物質が高濃度で含まれていたり、作物が利用できる肥料成分が含まれていなかったりする可能性があること

- ・肥料の登録時に行政が個別に審査・判断しているが、原料の多様化や原料流通の複雑化、事業者による登録後の不十分な原料管理等により、原料表示や有害物質基準に関する違反が毎年発生しており、登録時の個別審査・判断だけでは不安に思う農家も存在すること

- ・農業や飼料などの資材の生産においては、業者自らによる日々の製造工程管理が一般的であること

- ・副産物原料の肥料への利用については、過去の肥料への使用状況や安全性に関する情報等に基づき個別に判断しているため、申請者以外には、どの原料が使用可能か把握できない状況であること

▽今後の方向性（案）

- ・副産物肥料の安全確保を推進するため、肥料原料として利用可能な産業副産物の範囲を明確化するとともに、原料帳簿等の作成や定期的な重金属分析など、事業者による製造工程管理を徹底する

【課題2】原料の虚偽表示への対応

- ・近年、堆肥への使用が認められない汚泥や化学肥料を堆肥に混入させる悪質な事例が発生していること

- ・化学肥料が入っているにもかかわらず有機由来100%を謳うなど、原料の虚偽の宣伝により、有機農産物等を生産する農家が経済的被害を受けた事例が発生したが、現行制度では、主成分の含有濃度やその効果については虚偽の宣伝を禁止しているものの、原料については禁止していないこと

▽今後の方向性（案）

- ・正確な原料情報が農家等に提供されるよう、原料の虚偽表示に対する規制を強化する

【課題3】農家のニーズに応じた表示や情報提供

- ・肥料の選択に当たり、原料の製法を含めて詳細に肥料の情報を確認する人や、原料の種類を重視する人、肥料成分の濃度を重視する人など、肥料の表示に求めるニーズは様々であること

- ・特に、自ら施肥設計を行う農家にとって、窒素が有機原料由来なのか、尿素由来なのか等の原料に関する情報は重要であること

- ・一方で、刻々と変化する原料の需給事情等に対応して原料変更が頻繁に行われており、その都度、包材の表示変更コストが発生すること

- ・現場で使いやすく、肥料や肥料原料として品質の優れた堆肥を求めるニーズがあるが、農家や肥料生産業者がこうした肥料がどこにあるか等を知ることが困難であること

▽今後の方向性（案）

- ・多様な農家の表示ニーズに対応するべく、保証票の表示は

必要最小限の内容としつつ、肥料情報をオンライン化し、必要に応じて農家等が詳細な情報にアクセスできるような仕組みを検討する

- ・流通する堆肥については、成分含有量や水分含有量、炭素窒素比の表示を徹底するとともに、必要に応じて農家や肥料生産業者等が優れた品質を有する堆肥の情報を把握しやすくなるような仕組みを検討する
- ・含有しているにもかかわらず保証票等に表示できない成分等があるため、成分に関する表示についても農家のニーズに基づき改めて検討する
- ・土壌や生育データ等を基にしたきめ細やかな施肥による収量、品質の向上など、データを活用した新たな農業の実践を進めるため、肥料に関するデータの提供や農業ICTとの連携などを進める

【課題4】低コストな副産物資源の有効活用

- ・規格により肥料中の最小成分量や使用できる原料等を定めているため、作物にとって有用な有機物や窒素、りん酸、加里等が含まれていても肥料利用できない（規格に合致しない）産業副産物が多く存在すること
- ・肥料の規格が細かく設定されているため、新規原料を利用しようとするとならざるを得ず、迅速に利用できないこと

▽今後の方向性（案）

- ・安価で地力改善効果も期待できる産業副産物資源を有効活用するとともに、資源循環を促進するため、最小成分量等の規格を見直し、（最低保証値の引き下げなど）様々な資源を肥料原料として使用できるようにする

【課題5】新たな有害物質への対応

- ・クロピラリドは、海外（米国、カナダ、豪州等）で牧草や穀類に使用されている農薬（除草剤）であり、輸入飼料を通じて家畜ふん堆肥に存在。家畜の健康に悪影響はないが、トマトやスイートピーなど作物によっては極めて低濃度でも生育障害を引き起こすなど、一部の農家において、堆肥中のクロピラリドに起因する作物の生育障害が発生していること
- ・クロピラリドのような有害化学物質だけでなく有害微生物を含め、新たな危害要因となりうる物質について、安全性に係る情報をいち早く収集し、被害を未然に防止することが何より重要であること

▽今後の方向性（案）

- ・クロピラリドのように多くの作物には影響がない有害物質について、一律の基準値設定ではなく、影響が生じやすい作物を生産する農家等に対して、濃度等に関する情報や施用上の留意事項を正確に提供できるようにする
- ・また、新たな危害要因となりうる物質について、安全性に係る情報を幅広く収集・整理した上で、リスク管理に必要な調査・研究を推進する

【課題6】緩効性肥料を安心して使える環境づくり

- ・緩効性肥料は、尿素等を樹脂等でコーティングした緩効性肥料に様々な肥料を配合した複合タイプが一般的であり、植物の成長に必要なタイミングで肥料成分を効かせることにより追肥の回数を減らせるため、年々需要が増加していること
- ・しかしながら、緩効性に係る統一的なルールはなく、各社が独自の基準に基づき効果の発現時期を表示しているため、製品毎の効果の比較が難しい状況であること

▽今後の方向性（案）

- ・農家等の選択に資するため、緩効性肥料の緩効性等の表示について、温度や水分、土壌等の条件を考慮した統一的な基準を設け、基準を満たす場合に任意に表示できる仕組みを導入する

【課題7】堆肥による土づくりの促進

- ・現行の制度では、含有成分が安定していない堆肥と安定している化学肥料を配合することを原則認めておらず、農家は堆肥と化学肥料をそれぞれ散布する必要があること
- ・堆肥と化学肥料の配合を条件付きで認めた「混合堆肥複合肥料」は、年々生産量が増加しているものの、堆肥の利用拡大に当たっては制約が多い状況（堆肥の配合割合や製造工程等が制限）であること
- ・また、畜産農家には、一定の成分濃度や低い水分含有率、運搬や散布しやすい形状など、耕種農家や肥料事業者のニーズに応える堆肥を安定的に生産し、必要な時期に必要な量を供給することが求められていること
- ・施肥機の性能が向上し、造粒等の品質が以前ほど高くなっても施肥が可能になるなど技術も進歩。技術の進歩等に併せた肥料生産が求められていること

▽今後の方向性（案）

- ・施用の労力やコストを低減するとともに、肥料成分だけでなく土づくり機能もある堆肥の利用とその広域的な流通を促進するため、堆肥と化学肥料を配合した肥料の生産をより広く認めるなど、肥料の配合に関する規制を見直す
- ・畜産農家が耕種農家及び肥料事業者等と連携を図り、ニーズに応える堆肥を生産・供給するための取組を推進する

【課題8】土壌や作物の状態に応じた効率的・効果的な施肥

- ・有機質肥料は、肥料によって窒素の発現パターンが異なり（窒素分が複数年利用されるものもあり）、肥効も大きく異なるため、肥料毎の特性を考慮した施肥設計や情報提供が重要であること
- ・こうした中で、土壌分析等の結果に応じて効率的かつ効果的な施肥を行う農家が増えてきており、不足する微量要素を肥料で補い収量向上につなげる取組事例も報告されているが、現行の制度では、肥料に含まれていても表示を求めている微量成分等があり、これらの成分を含む肥料やその濃度の把握ができないこと

▽今後の方向性（案）

- ・土壌分析結果に基づき、欠乏する微量成分を供給するなどのきめ細やかな施肥を推進するため、様々な微量要素等の組合せやその表示ができるよう規格等を見直すとともに、配合肥料に使用できる原材料を拡大する。併せて、りん酸の可溶性に関する基準をはじめとして、それぞれの規格の必要性を再点検する

【課題9】肥料生産手続等の合理化

- ・土壌分析結果に基づくオーダーメイドの肥料生産の取組が増加しているが、オーダーメイドによる肥料生産であっても、広く販売・流通される肥料と同様の肥料生産手続きを求めているため、農地ごとに異なる土壌の状態や個別農家のニーズに対応した機動的な肥料生産の制約になっていること

▽今後の方向性（案）

- ・肥料の製造方法が確立する中で、登録肥料を原料として配合するだけでなく配合後に造粒まで行う肥料についても届出だけで生産を可能にするほか、配合肥料等の届出時期の見直し等を行う
- ・農家の依頼に基づくオーダーメイド配合（庭先配合）について、受委託者間の責任関係、配合する原料情報の共有や配合上の留意事項などを考慮した上で、都度の届出を不要とする

これらの見直しについては、様々な関係者の意見を聞きつつ、可能なものから順に出来るだけ早く見直しを進めていきたいと考えております。

■農業競争力強化支援法に基づく施策の推進について■

農林水産省 生産局 技術普及課 生産資材対策室 室長 今野 聡



「農業競争力強化プログラム」は、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するための施策の方向性を示すため、平成 28 年 11 月に農林水産省・地域の活力創造本部において決定されました。この中で私たちは生産資材価格の引下げについて、全農の自

己改革と車の両輪で取り組んでいます。プログラムには他に、流通加工の改革、土地改良制度の見直し、収入保険の導入など、様々な項目が位置付けられており、それぞれ必要な法律改正などを適宜行っている状況です。

生産資材価格の引下げについては、大きく分けて3つの柱で取り組んでいます。1つ目は「法規制」で、国が持っている規制・規格を総点検して必要な見直しを行っています。2つ目は「業界の合理化支援」で、メーカーの自主的な生産性向上に資する取組などについて税制などで後押ししています。3つ目は「資材価格の「見える化」」で、国内外の生産資材の生産・流通・価格などの状況を把握・公表することにより、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備しています。

最近の農業資材コスト削減に向けた具体的な動きとして、「肥料」では、都道府県が策定する施肥基準の見直し方針の検討を行っています。肥料の銘柄が多いのは、都道府県で決めている施肥基準が細かすぎて、その基準に基づいて肥料メーカーが登録しているからではないかという話があり、確かに細かすぎる点があるので、その点はシンプルにしていこうと、施肥基準について各都道府県と意見交換しながら見直しを進めています。

施肥基準の現在の中身は、地域全体の施肥を前提に考えられているため、非常に細かくなっていますが、スマート農業が進展してきましたと、どちらかというとそういう地域一体的な施肥設計よりは、圃場ごと、農業者ごとの施肥設計になっていくのかと思っています。

そういう意味では本当にスマート農業が進展していくと、今ある施肥基準の性格は変わっていくというか、もしかしたら要らなくなるかもしれないと思っています。

ただ、何か品種を育種したときにこういう施肥で行ったという基本情報は絶対に必要と思いますが、それらを各地域ごとに細かく分けて、こんな基準ですと示すことは、もう要らなくなるかもしれないと思いついて、今後も都道府県と意見交換しながら、見直しを進めていきたいと思っています。

また、「肥料」については、全農による銘柄集約の取組が進められています。現在は、一般高度化成とNK化成について、競争入札をかけられるものは全部かけているかなと思っていますが、今後は、例えば一発肥料もなかなか銘柄が多いということもあるので、集約を進めていかないといけないと思っています。ただ、一発肥料もこの地域この品種はこの一発肥料さえ撒けばよい、みたいな時代から、それこそスマート農業が進展していくと、撒きすぎかな、これだと足りないかなとか考えるようになってきますので、今後技術革新で肥料の撒きかたも変わってくるのではと考えられます。

その他、「農業」につきましては、規制規格の総点検の一環として農業取締法を改正しましたし、「農業機械」につきましては、担い手からの要望を踏まえて機能を絞り込んだ低価格トラクターの供給が全農により開始されました。また、「飼料」につきましては、工場の再編や全農の銘柄も削減されています。「見える化」につきましては、農業資材比較サービス「AGMIRU（アグミル）」というウェブサイトを立ち上げました。更に使い勝手が良くなるようにと、運営会社と話しています。

今後、本年から本格化する海洋プラスチック問題への対応など、様々な取組を進めていかなければなりませんが、我が国農業の競争力強化に向けて、肥料業界の皆様とはこれまで同様、緊密な連携の下、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましても、良質かつ低廉な農業資材の供給に向けて、引き続き、御尽力いただきますようお願いいたします。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

芸陽油脂工業株式会社

〒730-0003 広島市中区白島九軒町 5-15
TEL:082-221-6430
FAX:082-211-0198
URL:<http://www.geiyo.com/>
メール: info@geiyo.com

弊社は昭和 23 年に硬化油及び植物油の製造をスタートした事から始まります。その後、昭和 45 年に農業用、園芸資材及び無機肥料の取扱いを始め園芸用品を本格的に取り扱い始めました。現在では、主に中国地区の農協やホームセンター、園芸店様へのNB商品の卸販売を行うと同時に、園芸用品にとらわれず、様々なジャンルの商品のPB商品開発を海外にて取り組んでおります。

弊社は、働く意思と能力のある知的障がい者に対して、明るい未来を自ら築く為の就労の場を提供すると、社会参加及び経済的自立の支援を目的に、平成 9 年 6 月に設立された第 3 セクター方式の重度障害者多数雇用企業です。農業・園芸用の肥料・用土を製造しており、今後も消費者の皆様へ愛され続ける最高の商品の開発に努め、地域社会や障がい者雇用に貢献できるよう取り組んでいきます。

株式会社サンアンドホープ

〒800-0102 福岡県北九州市門司区大字猿喰 1157 番地の 2
TEL:093-481-1616
FAX:093-481-1933
URL:<https://www.sun-hope.co.jp/>

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町 39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内
TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>